

## P T長試案の基本的な考え方と論点

### 1 会議の目的

国の施策であっても、地方が実施しているものが多く、効果的な施策実施のためには、国と地方が緊密に連絡を取り合い、地域の実情・立場を取り入れていくことが重要なため、国と地方の事前の行政の調整を通じ、国民福祉の増進を実現する。

(考え方)

- ・当会議は、内閣と地方の「行政」の調整を行うものであり、行政運営上の観点から協議を行う。
- ・したがって、国会の立法権とは範囲を異とする。(憲法上の問題は生じるものではない)

論 点

「地域主権」「地方分権」といった方向性を明記するか

### 2 会議の構成についての考え方

議長：内閣総理大臣

議員：内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、総理が指定する大臣

「地方公共団体の長及び議会の長の全国的連合組織」の代表者

議長が認める臨時議員

会議は議長が招集、地方議員は召集を請求できる

(考え方)

- ・国務を総理する内閣総理大臣を議長とし、国と地方が議論できる場とする。
- ・法制上の協議の場であるため、地方の代表は、法的に明確化(地方自治法263条の3)された全国的連合組織の代表者とした。
- ・本法律は協議の目的、協議事項、協議結果の取扱い等を中心に定めるものであり、事務局等協議を支える組織の詳細については、柔軟性を持つよう政令において定める。

論 点

専門部会は必要か

専門部会に係る詳細規定を法律に明記するか

副議長を設置するか、設置する場合どんな権限を付与するか

地方議員から臨時議員の選出を求めることができることとするか

### 3 会議の対象事項

政府は、地方に関連する重要な施策の企画・立案をしようとする場合、協議しなければならない

協議事項を明確化するため、「地方財政計画の基本的な内容に関するもの」など14項目を列挙

(考え方)

- ・施策の効果的な実施については、財政負担のあり方が大きな課題であり、協議事項については財政に関する項目を含め、今後疑義が生じないように、できるだけ詳細にした。

論 点

協議対象を詳細に列挙するか、最終的には抽象的記述にとどめるか  
「企画・立案をしようとする場合」の具体的なプロセスをどう定めるか

### 4 会議決定のプロセスと拘束力

会議は、議長が、協議に付すべき事項を示して招集

原則として、全員一致をもって議決。ただし、議員全員が了解した事項は、別途政令で定める方法で議決

議員は、議員全員の一致が得られないときは、再議を求めることができる。

議員は決定された結果を尊重

(考え方)

- ・できるだけ決定プロセスの明確化を図った。

論 点

議決方法をどうするか

### 5 会議の結果の取扱い

調整が整わなかった事項に関し、国・地方はそれぞれ国会に意見書を提出

法令違反と認めるときは、地方議員は、国地方係争処理委員会に審査を申し出ることができる

(考え方)

- ・法令違反が認められる場合等、合理的理由がある場合、第三者による判定等仲裁の制度が必要である。

論 点

現行制度を改正し、国地方係争処理委員会での審査を活用できるようにするか